

## 容器包装リサイクル法の改正を求める意見書

1995年、廃棄物全体に対して容量で約6割、重量で約2割を占める容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するため、容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）が制定され、消費者、市町村、事業者が、それぞれ「分別排出」、「分別収集」、「リサイクル」という役割を分担し、三者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務付けられた。

また2006年には、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、リサイクルに要する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国民全ての関係者の連携を基本的方向として見直しを行い、改正容器包装リサイクル法が成立した。

しかし、改正容器包装リサイクル法の施行後も、「容器包装の3Rを進める全国ネットワーク」調べによると、リサイクル全体に係る費用の負担割合は自治体が85%に対して事業者は15%と依然として行政負担が大きく、両者の負担割合を適正なものにする仕組みが必要である。

一方、家庭用一般廃棄物に占める容器包装廃棄物排出量も高止まりのままであるため、その発生を抑制するとともに、再利用を促進するための仕組みも必要である。

よって、生駒市議会は国会及び政府に対し、下記の事項を基本として容器包装リサイクル法を改正することを求める。

### 記

- 1 循環型社会形成推進基本法で規定されている拡大生産者責任を盛り込んだ容器包装リサイクル法に改正すること。
- 2 容器包装リサイクル法における消費者、市町村、事業者の役割分担を見直し、

分別収集、選別保管の費用負担の在り方を検討すること。

- 3 容器包装廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するための具体的な仕組みを構築できるよう法改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

生 駒 市 議 会